

2019年度学習上の支援機器等教材活用評価研究事業

成果報告書

実施機関名（京都府教育委員会）

1. 事業の概要

京都府総合教育センター（以下「総合教育センター」）では、平成30年度までの3年間、「ICT機器等を活用した個に応じた指導法の研究」を実施し、複数の小・中学校の通級指導教室の協力のもと、読み書きに困難のある児童生徒を対象にタブレット端末等の支援機器（以下「支援機器」）等を活用した実践研究に取り組んだ。その成果として、児童生徒の学習意欲の向上、得意な学習方法の獲得（支援機器を活用）及び通常の学級でのテストにおける点数の向上などがあげられた。一方で、各学校で支援機器等を活用した指導・支援をスムーズに実施するために、以下の4つの課題が明らかになった。

そこで、本研究事業で課題解決の方策を探り、その成果普及に取り組んだ。

（1）アセスメント

読み書きに困難のある児童生徒を確実に把握するためには、適切な指導・支援につなげていくためのアセスメントが必要であるが、通常の学級の担任では標準化された知能検査等を実施しアセスメントを行うのは複合的な要因から難しい状況である。そこで、担任がまず子供の困難さに気付き、校内委員会や専門家への相談や代読など、支援の試行等につなげていくための「気付きのチェックリスト」（以下「チェックリスト」）を作成した。

（2）学習指導・学習評価

支援機器等の活用には、実際に活用する児童生徒が「使うと便利」と実感することが大切である。そのため、指定校2校（亀岡市立亀岡小学校及び南丹市立美山小学校）において計6名の児童を対象とし、通級による指導を軸に支援機器の有効性を実感できる指導や通常の学級での活用に向けた指導を行った。3名の児童は通常の学級でも活用することにつながり、うち第6学年児童1名についてはテストでの解答の過程で支援機器等を活用している。

（3）理解教育・教職員研修

通常の学級で支援機器等を使用するには、教職員や児童生徒、さらには該当学級の保護者への理解啓発が必須である。そのため教職員研修では、指定校を含む該当地域の小・中学校等を対象とし、市教育委員会及び教育局と連携して実施した。研修会では講義に加え支援機器等の展示も行った。

理解教育については、指定校の児童を対象に、京都府スーパーサポートセンター（以下「SSC」）との連携のもと実施し、学習指導案に基づき該当学年や学級を対象として授業を行った。学級担任による授業とSSCのコーディネーターによる授業を組み合わせたり、校長による支援機器の贈呈式や保護者の授業参観を合わせたりするなど、実態や課題に即した授業を行った。

（4）支援体制

支援機器等の活用を進める担任や学校が困ったときにすぐに相談できるよう、学校外部の機関も含めた複数の専門家によるサポート体制の構築が必要である。そのため、府立特別支援学校地域支援センター（以下「地域支援センター」）のコーディネーターによる地域支援センター一部会を設定し、情報交換と研修を実施した。

2. 事業の成果

- (1) 担任の負担感に配慮し、5分程度でチェックができるよう項目を絞ったチェックリストを作成した。また、チェックリストをもとに組織的な対応ができるよう、チェックリストの活用に向けた視点を示し、校内委員会等での積極的な活用につなげた。このチェックリストにより担任の気付きを促し、学校は子供が学習に参加できることを目標とし、支援までの動きを適切に進めていくことができると考える。
- (2) 6名の研究対象児童のうち、3名が通常の学級での支援機器等の活用につながった。そのうち第6学年児童については、進学先の中学校への移行に向けて、2学期末に小・中学校担当者と保護者との懇談を実施し、取組内容と意向を伝えるとともに、テストで活用している様子を中学校担当者が参観した。早い段階で学習の状態・状況を実際に「見る」ことにより、中学校の理解もより深まり、進学後も引き続き支援機器等を活用することとなった。
- (3) 理解学習では、担任による授業とゲストティーチャー（SSC）による授業とを組み合わせ実施した。児童は、「一人一人の違い」や「自分自身も周囲に助けられて生きている」ことに気付いたり、他の学習場面においても「日常生活にある様々な人への配慮」に気付いたりなどの成果があった。今後、他校でも今回実施をした学習における指導案や教材等を活用できるよう、総合教育センターホームページに掲載する。

教職員研修では、指定校を中心に近隣の保・幼・小・中・高等学校の教員等も参加対象とした。参加した教員は、実際に支援機器等を活用した学習活動について考える大変よい機会となった。その後、近隣校においてもペンでタッチすると読める音声付教科書の導入やキーボード入力の試行につながるなど、支援を検討、開始する動きへと広がっている。
- (4) 学習評価では、支援機器等を学びのツールとして通級による指導を軸として使用を開始した。読み上げ等の代替手段を活用することで内容が理解できることに気付き、得意な学び方の獲得や学びに向かうモチベーションが向上し、通常の学級での使用につなげることができた。当該児童においても、支援機器が自分にとって有効で必要な物であると感じることができ、普段の学習でも当たり前のように使用することで、学習内容の理解につながったり、テストでの点数の向上につながったりなどの成果が見られた。当該学級でも、使用することが当たり前の環境を築くことで本人の力として正当な評価につなげることができた。
- (5) 小・中学校等でこれらの支援を進めていくためのサポート体制として、基本的には地域支援センターを中心としつつ、SSCと総合教育センターが地域支援センターをサポートしていくことを地域支援センター部会で確認し、研修を実施して支援力の向上を図ることができた。

また、指定校以外の学校からの読み書きの困難さや、支援機器等の活用に関する相談について、該当地域の地域支援センターとともに対応することにより、地域支援センターの相談支援力の向上及び連携体制の強化を図ることができた。
- (6) 取組の成果を府内の小・中・高等学校へ普及していくために、「リーフレット」を作成・配布するとともに、「気付きのチェックリスト」及び「理解学習指導案例」と合わせて、当センターホームページに掲載する。

3. 今後の課題と対応

本府の現状としては、読み書きに困難のある児童生徒への支援を実施している学校は少しずつ増えつつあるが、「1. 事業の概要」に記述の4つの課題のため適切な支援が提供できていない学校もまだ多い。本研究での成果を普及していくことが、総合教育センターの令和2年度の重要課題である。そのために、①研究成果を総合教育センターホームページに掲載、②総合教育センター所員が学校現場に出向く「出前講座」による学校の課題に合わせた研修等の実施、③学校が個々の児童生徒に適した学びの方法を検討するための支援機器の貸出、などに取り組む。

また、地域支援センターについては、最新の教育に係る知見を深め、取り入れながら相談支援力の向上を図っていく必要がある。そのために、府立特別支援学校地域支援コーディネーター研究協議会と連携して研修会を実施する。さらに、地域の学校からの相談内容で読み書きの困難が要因であると考えられる場合には、総合教育センターが地域支援センターとともに相談支援を行い、府内全域の連携体制の強化及び相談支援力の向上を図る。

4. 問い合わせ先

組織名：京都府教育委員会

指導部特別支援教育課